

■ 確認申請に添付する資料（敷地内に既存建築物がある場合）

- ・敷地内に既存建築物がある場合、増築等や用途変更の際には、当該既存建築物の法適合について報告を求めています。
- ・検査済証の有無により必要な添付資料が異なるため、下表を参照して現況調査報告書を作成してください。
- ・平成28年4月1日以降に確認済証が交付されているなど一定の条件を満たす建築物は、添付する資料が少なくなります。
詳しくは「既存不適格の審査の合理化」をご確認ください。
- ・既存建築物の現況調査報告書（様式A～C）は神戸市HPからダウンロードできます。

検査済証	様式A	様式B	様式C				既存建築物の図面	その他
			第一面	第二面	第三面	第四面		
有	○	—	○	○※1	○※2	○※2	・左記の様式に記載する内容の根拠となる図面（配置図、平面図、立面図、断面図、求積図など）	・確認済証、検査済証がある場合はその写し（記載事項証明書などでも可） ・その他、法適合の確認に必要なと認めて提出を求める資料
無	○	○						

- ※1 建築物ごとに一部ずつ作成して添付してください。
検査済証のある建築物については原則として添付不要ですが、1棟増築などで申請対象となる建築物や検査済証の交付後の改修等により調査を要するものは、その結果を示す資料として添付してください。
- ※2 意匠上の別棟増築の場合は添付不要です。

法第20条（構造耐力）について

- (1) 法第20条（構造耐力）の適法性についても、建築士等の判断に基づき作成する既存建築物の現況調査報告書（様式A～C）により行います。
- (2) 検査済証のない建築物については、様式B第一面5「その他必要であると認める図書」として、構造耐力関係の調査計画書及び調査結果報告書の添付を行っていただきます。
構造耐力関係の調査計画書について、作成方法及び提出時期等について確認しますので、調査に先立って余裕をもってご相談ください。

既存不適格の審査の合理化

以下のすべてに該当するものは、上記によらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 対象
- ① 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替
 - ② 平成28年4月1日以降に確認済証が交付、または計画通知（確認申請）副本等で既存部分も含めた審査を行っていることが確認でき、当該工事の検査済証がある敷地
 - ③ ②の確認済証及び検査済証を神戸市建築主事が交付している
 - ④ ②の検査済証以降、建築物及び敷地に変更が無い（計画通知等が不要な改修等は除く）
- (2)添付図書
- ① 既存建築物の現況調査報告書（様式A、様式C第一面）
※申請対象部分が既存建築物と意匠上一棟である場合は、当該棟についてのみ様式C第二面から第四面も必要
 - ② 既存図面（各棟の平立断面図）
※防火区画等の記入は不要（すでに記載ありの場合は消す必要はない）
 - ③ 直近の確認済証及び検査済証の写し又は記載事項証明